

決定 20/CP.7

京都議定書 5 条 1 項にもとづく国家制度に関するガイドライン

締約国会議は、

ブエノスアイレス行動計画実施に関するボン合意を盛り込んだ決定 1/CP.3、1/CP.4、8/CP.4、
5/CP.6 を想起し、

国連気候変動枠組条約京都議定書の 5 条 1 項に留意し、

SBSTA 第 12 回及び第 13 回再開会合における結論を考慮し¹、

1. COP/MOP がその第 1 回会合で後述の決定草案-/CMP.1(5 条)を採択することを提言する。
2. 附属書 I 締約国に対し、京都議定書 5 条 1 項にもとづく国家制度に関する提言されたガ
イドラインを、その実施経験を得ることを目的に、早急に実施することを奨励する。
3. 市場経済移行中の附属書 I 締約国が京都議定書 5 条 1 項にもとづく国家制度に関するガ
イドラインを実施するのを、適切な二国間ないし多国間経路を通じて支援するよう、
附属書 II 締約国を促す。

2001 年 11 月 10 日
第 8 回全体会合

決定草案-/CMP.1(5 条 1 項)

京都議定書 5 条 1 項にもとづく国家制度に関するガイドライン

COP/MOP は、

国連気候変動枠組条約京都議定書 5 条 1 項、特に、各附属書 I 締約国は第一約束期間開始の 1 年前までにモントリオール議定書により規制されていない全温室効果ガスの排出源による人為的排出量及び吸収源による除去量の推計のための国家制度を設置すべきことという規定を想起し、

京都議定書のその他の規定の実施にとって、そのような国家制度が重要であることを認識し、

締約国会議によりその第 7 回会合で採択された決定 20/CP.7 を考慮し、

1. 京都議定書 5 条 1 項にもとづく国家制度に関するガイドラインを、本決定の附属書 (Annex) にあるとおり採択する。
 1. (2) ¹附属書 I 締約国に対し、早急に同ガイドラインを実施するよう促す。

¹ 訳注；未編集版では「2 項」になっていた。誤表記と思われる。(括弧内は未編集版の項)

附属書 (Annex)

京都議定書 5 条 1 項にもとづく人為的温室効果ガスの排出源による排出量及び吸収源による除去量の推計のための国家制度に関するガイドライン¹

I. 適用

1. 本ガイドラインの規定は、京都議定書締約国でもある各附属書 I 締約国に適用されるべきこと。締約国による国家制度に関する要件の実施は国家の状況により格差があるてもよいが、本ガイドラインに記述される要素が含まれるべきこと。実施においてどのような差違があっても、それが本ガイドラインに述べられる機能の実施の妨げとなつてはならない。

II. 定義

A. 国家制度の定義

2. 国家制度には、モントリオール議定書で規制されていない全ての温室効果ガスの排出源による人為的排出量及び吸収源による除去量推計のためと、目録情報の報告及び保管のための、附属書 I 締約国内で行われる全ての制度的・法的・手続き的な手配が含まれる。

B. その他の定義

3. 国家制度に関する本ガイドライン²における以下の用語の意味は、IPCC によりその第 16 回本会議⁴で承認された IPCC 良好手法指針 (good practice guidance)⁴の用語集にあるものと同じである。

- (a) 良好手法 (good practice) とは、温室効果ガス目録が、判断されうる限りにおいて、組織的に過大推計も過小推計もされておらず、不確実性が可能な限り低減されているという意味で正確であるということの保証を意図した手順の組合せ(a set of procedures)である。良好手法には、国家状況に相応しい推計方法の選択、国家レベルにおける品質保証及び品質管理、不確実性の定量化、透明性促進のためのデータ保管及び報告が含まれる。
- (b) 品質管理 (QC)は、作成中の目録の品質を評価し管理するための定型的な技術的活動システムである。QC システムは以下の目的で設計される。
 - (i) データの健全性・正確性・完全性を保証するための定型的かつ一貫性のあるチェックを行う。
 - (ii) エラー及び遗漏を同定し処理する。
 - (iii) 目録のデータを文書化・保管し、全ての QC 活動を記録する。

QC 活動には、データ入手及び計算に関する正確性チェックや、排出量計算・計量・不確実

性推計・情報保管・報告のための承認された標準的手順の使用などの一般的な方法が含まれる。高度な QC 活動(highest tier QC activities)には、排出源カテゴリー・活動データ及び排出係数データ・方法に関する技術的レビューも含まれる。

- (c) 品質保証 (QA) 活動は、データ品質の目的が達成されていることを検証するために目録編集書作成プロセスに直接関わっていない人員により行われる計画的なレビュー手順システムを含み、当該目録が現在入手できる科学的知識及びデータにより得られる最高の排出量及び吸収源の推計となっていることを保証し、QC プログラムの効果を裏付けるものである。
- (d) 重要排出源カテゴリーは、排出量の絶対レベルないし排出傾向、あるいはその双方においてその推計が国家の直接温室効果ガス目録全体に重大な影響を持つゆえに国別目録の中で最重視されるものである。
- (e) デシジョン・ツリーは、良好手法の原則にしたがって、目録ないし目録上の項目を作成するために辿る必要のある、特定の順番のステップを説明したフローチャートである。
4. 再計算は、UNFCCC の年次目録に関する報告ガイドライン⁵に則り、方法論の変化、排出係数及び活動データの入手・使用方法の変化、ないし新規の排出源及び吸収源カテゴリーの取り入れの結果、かつて提出された目録⁷の人為的温室効果ガス⁶の排出源による排出量及び吸収源による除去量を再推計するための手順である。

III. 目的

5. 以下、国家制度として称される、モントリオール議定書により規制されていない全温室効果ガスの排出源による人為的排出量及び吸収源による除去量の推計のための 5 条 1 項にもとづく国家制度の目的は以下のとおりである。
- (a) 附属書 I 締約国が、5 条により求められるとおり人為的温室効果ガスの排出源による排出量及び吸収源による除去量を推計し、7 条 1 項と COP 及び/ないし COP/MOP の関連決定に則りこれらの排出源による排出量及び吸収源による除去量を報告できること。
- (b) 附属書 I 締約国が 3 及び 7 条にもとづく約束を達成することを支援すること。
- (c) 8 条に求められるとおり、附属書 I 締約国により 7 条にもとづき提出される情報のレビューを行いやすくすること。
- (d) 附属書 I 締約国がその目録の品質を保証しそれを改善することを支援する。

IV. 特徴

6. 国家制度は、COP 及び/ないし COP/MOP の関連決定に則り、附属書 I 締約国による目録作成に関するガイドラインに定められる目録の透明性・一貫性・比較可能性・完全性・正確性を保証するよう策定し運用されるべきである。

7. 国家制度は、目録活動の計画・作成・管理を通して目録の品質を保証するよう策定され運用されなくてはならない。目録活動には、国家制度に関する本ガイドラインに述べられているとおり、活動データの収集、方法及び排出係数の適切な選択、人為的温室効果ガスの排出源による排出量及び吸収源による除去量の推計、不確実性評価の実施、品質保証・品質管理（QA/QC）活動、国家レベルにおける目録データ検証のための手順実施が含まれる。
8. 国家制度は、人為的温室効果ガスの排出源による排出量及び吸収源による除去量推計に関する京都議定書の約束遵守を支援すべく策定・運用されなくてはならない。
9. COP 及び/ないし COP/MOP による関連決定に則り、*1996 年改訂国別温室効果ガス目録に関する IPCC ガイドラインと IPCC 良好手法指針 (good practice guidance)* で対象とされている全排出源からの全温室効果ガスの人為的排出量及び全吸収源からの人為的除去量を附属書 I 締約国が一貫性を持って推計することができるよう、国家制度は策定・運用されるべきである。

V. 一般的機能

10. 国家制度の実施にあたり、各附属書 I 締約国は以下を行なうべきこと。
 - (a) 政府機関と本ガイドラインに定められる全ての機能を行う責任を有すその他の機関との間に、必要に応じて国家制度に関する本ガイドラインに定められる機能を行うのに必要な制度的・法的・手続き的手配を設け、整備する。
 - (b) 人為的温室効果ガスの排出源による排出量及び吸収源による除去量の推計用データ収集及び目録作成プロセスに関わる人員の技術的能力の手配など、国家制度に関する本ガイドラインに定められる機能をタイムリーに行なうのに充分な能力を保証する。
 - (c) 国別目録に対する全般的な責任を有する单一の国家機関を指名する。
 - (d) 5 条及び 7 条 1・2 項と COP 及び/ないし COP/MOP の関連決定に則り、時宜に適ったやり方で、国別年次目録と補完的情報を作成する。
 - (e) COP 及び/ないし COP/MOP の関連決定に則り、7 条にもとづくガイドラインに定められる報告要件の達成に必要な情報を提供する。

VI. 個別的機能

11. これらの目標を達成し上記の一般的機能を果たすため、各附属書 I 締約国は目録計画・作成・管理⁸に関する個別的機能を果たすべきこと。

A. 目録計画

12. 目録計画の一環として、各附属書 I 締約国は以下を行なうべきこと。
 - (a) 国別目録に対する全般的責任を有する单一の国家機関を指名する。

- (b) 当該目録に責任を有する国家機関の郵便用及び電子メールのアドレスを公表する。
- (c) 方法の選択・統計サービス機関やその他の機関からのデータ収集－特に活動データ及び排出係数－・加工及び保管・QC 及び QA に関するものなど、目録作成プロセスにおける個別的責任を定義し振り分けを行う。この定義は、政府機関と目録作成に関わるその他の機関の役割と両者の協力、そして目録作成のために行われる制度的・法的・手続き的手配を規定すべきこと。
- (d) 目録作成プロセスにおいて実施されるべき具体的 QC 手順を記した目録 QA/QC 計画を推敲し、可能な限り目録全体について実施されるべき全般的 QA 手順を容易にし、品質上の目標を設定する。
- (e) 目録の提出前に、また 8 条にもとづく目録レビュー・プロセスにより提起された問題に応えるため、再計算を含め、目録の公式な検討と承認のためのプロセスを設定する。
13. 目録計画の一環として、各附属書 I 締約国は活動データ・排出係数・方法・その他関連の目録上の技術的要素の質を向上させるための方法を検討すべきである。QA/QC 計画及び品質上の目標を作成及び/ないし改訂する際は、QA/QC プログラム、8 条にもとづくレビュー・プロセス、その他のレビューの実施により入手された情報が考慮されるべきである。

B. 目録作成

14. 目録作成の一環として、各附属書 I 締約国は以下を行なうべきこと。
- (a) IPCC 良好手法指針（第 7 章セクション 7.2）に述べられる方法にしたがい、重要排出源カテゴリーを同定する。
- (b) IPCC 良好手法指針により精緻化される 1996 年改訂国別温室効果ガス目録に関する IPCC ガイドラインに述べられた方法に則って推計を作成し、重要排出源カテゴリーからの排出量推計に適切な方法が使用されるよう保証する。
- (c) 人為的温室効果ガスの排出源による排出量及び吸収源による除去量推計のために選ばれた方法を裏付けるのに必要とされる、充分な活動データ、プロセス情報、排出係数を集める。
- (d) IPCC 良好手法指針にしたがい、各排出源カテゴリーおよび目録全体について、目録の不確実性に関する定量的推計を行う。
- (e) 過去に提出された人為的温室効果ガスの排出源による排出量及び吸収源による除去量推計の再計算が IPCC 良好手法指針と COP 及び/ないし COP/MOP の関連決定に則って行われていることを保証する。
- (f) 7 条 1 項及び COP 及び/ないし COP/MOP の関連決定に則って国別目録を編集する。

- (g) IPCC 良好手法指針にしたがい QA/QC 計画に則って、一般的目録 QC 手順（第 1 段階）を実施する。

15. 目録作成の一環として、各附属書 I 締約国は以下を行うべきこと。

- (a) IPCC 良好手法指針に則り、重大な方法論及び/ないしデータの改訂が行われた重要排出源カテゴリー及び個々の排出源カテゴリーについて、排出源カテゴリー別 QC 手順(第 2 段階)を適用する。
- (b) 上記 12 項(d)に言及されている計画的 QA 手順に則り、目録の提出に先立ち、目録作成に関与していない者、できれば独立した第三者による目録の基本的レビューを行う。
- (c) 重要排出源カテゴリー、及び方法ないしデータにおいて重大な変更のあった排出源カテゴリーについて、より広範な目録レビューを行う。
- (d) 上記 15 項(b)及び(c)に述べられたレビューと目録作成プロセスの定期的内部評価にもとづき、12 項(d)に言及される設定された品質上の目標を達成すべく目録計画プロセスを再評価する。

C. 目録管理

16. 目録管理の一環として、各附属書 I 締約国は以下を行うべきこと。

- (a) COP 及び/ないし COP/MOP の関連決定に則り、各年につき目録情報を保管する。この情報には、全ての細分化された排出係数、活動データ、そしてこれらの係数及びデータがどのように生まれ、目録作成のために合計されたかについての文書が含まれるべきこと。またこの情報には、QA/QC 手順に関する内部文書、外部・内部レビュー、毎年の重要排出源及び重要排出源同定に関する文書、計画的目録改善も含まれるべきこと。
- (b) COP 及び/ないし COP/MOP の関連決定に則り、8 条にもとづくレビュー・チームに、目録作成のために当該締約国が使用した全ての保管情報へのアクセスを提供する。
- (c) 目録情報のレビュー・プロセスにおける様々な段階から生じる目録情報及び国家制度に関する情報の説明を求める要請に、8 条に則り時宜に適った方法で応える。

17. 目録管理の一環として、各附属書 I 締約国は保管情報を収集し一個所に集めることによりこれを公表しなくてはならない。

VII. ガイドラインの更新

18. 本ガイドラインは、必要に応じて、COP の関連決定を考慮に入れ、COP/MOP の決定にしたがって、全会一致により見直され改訂されるべきこと。